

別紙2

工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる競争参加資格の 等級又は共同企業体の組み合わせ		
土木工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
		WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N	
	N					
	15 億円以上 WTO 基準額未満	特殊な場合	A・A			
			A			
		一般の場合	混合	A・A		
				A・B (Bは請負代金のうち 11 億円未満)		
				A		
			単体	A		
		一般競争又は 指名競争	11 億円以上 15 億円未満		混合	A・B
						B・B
						A・C (Cは請負代金のうち 5.5 億円未満)
						A
	単体				A	
	5.5 億円以上 11 億円未満		混合	B・C (Cは請負代金のうち 5.5 億円未満)		
				B		
			単体	B		
5.5 億円未満		C				
舗装工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
		WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N	
	N					
	一般競争又は 指名競争	7 億円以上 WTO 基準額未満			混合	A・A
				A・B		
				A		
		新設 工事	3.5 億円以上 7 億円未満		A	
			3.5 億円未満		B	
維持 改良 工事		7,000 万円以上 7 億円未満		A		
	7,000 万円未満		B			
PC橋上部 工工事	一般競争	50 億円以上		混合	N・N・N	
					N・N	
					N	
		WTO 基準額以上 50 億円未満		混合	N・N	
	N					
	一般競争又は 指名競争	10 億円以上 WTO 基準額未満		混合	A・A	
					A	
単体				A		
2 億円以上 10 億円未満		A				
2 億円未満		B				

別紙2

工事競争参加者募集・選定表

工事種別	入札方式	発注規模等		発注対象となる競争参加資格の 等級又は共同企業体の組み合わせ
鋼橋上部 工工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
				N
	一般競争又は 指名競争	WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
		10 億円以上 WTO 基準額未満	混合	A・A
				A
建築工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
				N
	一般競争又は 指名競争	WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
		2.5 億円以上 WTO 基準額未満		A
		2.5 億円未満		B
電気工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
				N
	一般競争又は 指名競争	WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
		1.5 億円以上 WTO 基準額未満		A
		1.5 億円未満		B
造園工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
				N
	一般競争又は 指名競争	WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
		5,000 万円以上 WTO 基準額未満		A
		5,000 万円未満		B
その他の 工事	一般競争	50 億円以上	混合	N・N・N
				N・N
				N
	一般競争又は 指名競争	WTO 基準額以上 50 億円未満	混合	N・N
				N
		WTO 基準額未満		単体の競争参加有資格者

注1) この表における「WTO 基準額」とは、政府調達に関する協定の対象基準額(1500 万 SDR)です。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの「WTO 基準額」(SDR 邦貨換算額)は「23 億円」です。

注2) 発注規模等に記載する「特殊な場合」とは、長大トンネル、特殊工法等を含み、施工上困難を伴うもので、特に施工能力を必要とすると認められる場合をいいます。

注3) 「N」は WTO 基準額以上の一般競争参加資格者を、「A」、「B」及び「C」は別紙1の等級区分を、それぞれ示します。

注4) 混合の区分においては、共同企業体と単体の双方を競争参加有資格者として参加募集します。

なお、必要に応じて共同企業体のみ又は単体のみ参加募集をすることがあります。